

# 平成28年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：少子政策課  
 担当名：施設運営担当  
 内線：3330

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B68	施設型給付費負担金		一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	施設型給付費負担金	
事業期間	平成27年度～	根拠法令	子ども・子育て支援法第67条		戦略項目	01	子育ての安心	
					分野施策	010101	子育て支援の充実	
1 事業の概要			5 事業説明					
<p>教育又は保育の必要性の認定を受けた児童を幼稚園や保育所等に入所させ、児童の健全な育成を図る。</p> <p>(1) 保育所等負担金 2,308,791千円                      ア 保育士処遇改善(1.3%)を4月に遡って実施する影響を受けて県費所要額を増額するため。                      イ 児童数が増加したため。</p> <p>(2) 幼稚園等負担金 122,587千円                      保育士処遇改善(1.3%)を4月に遡って実施する影響を受けて県費所要額を増額するため。</p>			<p>(1) 事業内容                      ア 保育所等負担金                      児童福祉法第24条及び子ども・子育て支援法第20条の規定に基づき市町村が保育の必要性の認定を受けた児童を保育所等に入所させた場合、私立保育所等に限り児童福祉法第55条及び子ども・子育て支援法第67条の規定により所要経費の1/4を義務負担する。</p> <p>イ 幼稚園等負担金                      子ども・子育て支援法第20条の規定に基づき教育標準時間認定を受けた児童を施設型給付を受ける幼稚園等に入園させた場合、私立幼稚園等に限り子ども・子育て支援法第67条の規定により所要経費の1/4を義務負担する。</p> <p>(2) 事業計画                      「埼玉県5か年計画」において、保育サービスの利用可能な児童数を15,000人分拡大することとしている。</p> <p>(3) 事業効果                      教育又は保育の必要性の認定を受けた児童を入所させることにより、女性の子育てと仕事の両立及び児童の健全な育成が図られる。</p> <p>(4) 補正予算の概要                      ア 保育所等負担金                      (ア) 保育士処遇改善(1.3%)を4月に遡って実施する影響を受けて県費所要額を増額するため。                      (イ) 児童数が増加したため。</p> <p>イ 幼稚園等負担金                      保育士処遇改善(1.3%)を4月に遡って実施する影響を受けて県費所要額を増額するため。</p>					
2 事業主体及び負担区分								
事業主体：市町村 負担区分：国1/2（県1/4）市町村1/4								
3 地方財政措置の状況								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×2.0人=19,000千円								
予算額			財源内訳				一般財源	補正後の予算額
決定額	2,431,378						2,431,378	14,016,406
現計額	11,585,028						11,585,028	